

## 縮減される修正第4条・第5条 の諸権利について（1）

——Hiibel v. Nevada 事件合衆国最高裁判決をめぐって——

門 田 成 人

1. はじめに
2. Hiibel v. Nevada 事件合衆国最高裁判決の概要……………以上本号
3. Hiibel v. Nevada 事件合衆国最高裁判決の評価
4. むすびにかえて

### 1. はじめに

かつて合衆国最高裁は、Kolender v. Lawson 事件判決<sup>(1)</sup>において、警察官が被疑者に対して「信頼でき確かな (credible and reliable)」身分証明をなすよう求めることを許すカリフォルニア州法につき漠然性のゆえに違憲・無効であるとの判断を下した。この判決は、「信頼でき確かな」という基準が法執行官に過剰な裁量を与えるために不明確で違憲であるとした。これは、明確性の判断において、公正な告知の基準ではなく、刑罰権の濫用防止（具体的には恣意的・差別的執行の防止がポイント）という基準により違憲判断を導いたもの<sup>(2)</sup>として重要な意義をもつ判例である。<sup>(3)</sup>と同時に、本判決は身元証明を求める制定法が漠然性テストをク

---

(1) 461 U. S. 352 (1983).

(2) *Id.* at 361-362.

(3) 拙稿「刑罰法規明確性の根拠について～アメリカ連邦最高裁判例の検討を中心に～」島大法学第32巻第2号95頁以下。

リアすることもありうることを示唆し、そもそもこのような制定法が刑罰法規の内容の適正性を満足するものか否かも疑問とされていた。<sup>(4)</sup>最近、合衆国最高裁は、合理的な嫌疑に基づきその氏名を明かすように求めたのにこれを拒否し続けたことを理由に逮捕し、訴追の結果有罪としたネバダ州最高裁判決につき、まさにこの問題を取り上げ、修正第4条および第5条に反するものではないとの合憲判決を示した。<sup>(5)</sup>本稿は、この合衆国最高裁判決を通じて、対テロリズム撲滅戦争に躍起になることでさまざまな基本的人権が「安全」を理由にその保障範囲の縮減を迫られている点につき、修正第4条・第5条を巡る議論を素材として検討するも<sup>(6)</sup>

---

(4) See, Hallock, NOTE *Stop-and-Identify Statutes After Kolender v. Lawson: Exploring the Fourth and Fifth Amendment Issues*, 69 IOWA L. REV. 1057, 1058-1062 (1984), Harbist, NOTE: *Stop and Identify Statutes: A New Form of an Inadequate Solution to an Old Problem*, 12 RUTGERS L. J. 585, 585-589 (1981).

(5) *Hiibel v. Sixth Judicial District Court of Nevada*, 542 U. S. 177 (2004).

(6) See, Warner, NOTE: *Dudley Do Wrong: An Analysis of a “Stop an Identify” Statute in Hiibel v. Sixth Judicial District Court of Nevada*, 39 AKRON L. REV. 245 (2006), Hickey, Note and Comment: *Expanding Terry: Compulsory Identification in Hiibel v. Sixth Judicial District Court, Humboldt County*, 19 BYU J. PUB. L. 387 (2005), Waring III, CASENOTE: *CONSTITUTIONAL LAW—Search and Seizure and Self-Incrimination—State Statute Authorizing Officer To Arrest Suspect For Refusal To Provide Identification During Investigatory Stop Is Valid Under The Fourth And Fifth Amendments*, 35 CUMB. L. REV. 715 (2004/2005), Koclanes, CASE COMMENT: *UNREASONABLE SEIZURE: “Stop and Identify” Statutes Create An Illusion Of Safety By Sacrificing Real Privacy: Hiibel v. Sixth Judicial District Court*, 124 S. Ct. 2451 (2004), 57 FLA. L. REV. 431 (2005), Snyder, Jr., CASE COMMENT: *Slipping Down The Slope Of Probable Cause: An Unreasonable Exception To What Was Once A Reasonable Rule: Hiibel v. Sixth Judicial District Court*, 124 S. Ct. 2451 (2004), 57 FLA. L. REV. 445 (2005), Zelmer, CASE COMMENT: *CONSTITUTIONAL LAW: Convicting Detainees For Refusing To Answer Law Enforcement’s Commonsense Inquiries Makes No Commonsense: Hiibel v. Sixth Judicial District Court*, 124 S. Ct. 2451 (2004), 57 FLA. L. REV. 459 (2005), Calland, RECENT DEVELOPMENT: *Hiibel v. Sixth Judicial District Court: Stop and*

のである。

Stop-and-Identify 法は、法執行官が被疑者の身元を尋ねたり氏名を明かすように求めることを認める。これは浮浪を禁止するイギリス法に淵源を持ち、そこでは警察が十分な説明 (a good Account) をなしえなければこれを逮捕することが認められていた。<sup>(7)</sup> アメリカ合衆国でもこれと類似の浮浪罪法やうろつき (loitering) 禁止法があるが、1970年代に入ると、これらの制定法は合衆国最高裁においてその漠然性からデュー・プロセス条項に違反し無効であるとの判決が繰り返された。<sup>(8)</sup> 浮浪罪法等が漠然性のゆえに違憲無効とされることに対応して、立法府は漠然性の主張をかいくぐることができるように Stop-and-Identify 法を制定したの

---

*Identify Statutes Do Not Violate the Fourth or Fifth Amendments*, 40 HARV. C. R.-C. L. L. REV. 251 (2004), LEADING CASE: 3. *Fourth and Fifth Amendments—Stop-and-Identify Statutes—*, 118 HARV. L. REV. 286 (2004), Nederhood, SUPREME COURT REVIEW: *All or Nothing: The Supreme Court Answers The Question “What’s in a name?”*, 95 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 809 (2005), Ashby, NOTE: *Declining To State A Name In Consideration Of The Fifth Amndments Self-Incrimination Clause and Law Enforcement Databases After Hiibel*, 104 MICH. L. REV. 779 (2006), Duvall, NOTE: *Stop...in the Name of Identificaion: The Supreme Court Approves “Stop and ID”*, 70 MO. L. REV. 879 (2005), Rosenblum, NOTE: *Identity Crisis: United States v. Hiibel and the Continued Erosion of Privacy Rights*, 5 NEV. L. J. 798 (2005), Schmidt, CASE COMMENT: *CONSTITUTIONAL Law—Self-Incrimination: The United States Supreme Court Upholds Requirement To Provide Identification During A Lawful Search and Seizure*, 81 N. DAK. L. REV. 351 (2005), Hull, NOTE: *“What Hath Hiibel Wrought?”: The Constitutionality of Compelled Self-Identification*, 33 PEPP. L. REV. 185 (2005), Estrada, *Criminalizing Silence: Hiibel and The Continuing Expansion of The Terry Doctrine*, 49 ST. LOUIS L.J. 279 (2005), Park, NOTE AND COMMENT: *Continued Milimalization of Fourth and Fifth Amendment Rights: Will Hiibel v. Nevada Create A Loophole for States to Further Intrude on The Rights of Their Citizens?* 26 WHITTIER L. REV. 101 (2004).

(7) 542 U. S. at 183.

(8) 拙稿「刑罰法規の明確性の判断構造について ~City of Chicago v. Morales 事件判決を素材に~」島大法学第44巻第4号189頁以下参照。

である。しかしなお「漠然性のゆえに違憲無効 (void-for-vagueness)」の法理による攻撃にさらされ続け、<sup>(9)</sup> Kolender v. California 事件判決もその一例である。州の裁判例には、デュー・プロセス条項のみならず、修正第4条や第5条においても憲法上の問題が生じることを指摘するものもあつたが、<sup>(10)</sup> 合衆国最高裁判決ではこの問題が取り上げられる機会はなかつた。

<sup>(11)</sup> 合衆国憲法修正第4条は、18世紀の大英帝国政府による侵襲的支配慣行 (the intrusive governing practices) に対する、起草者の直接対応策である。<sup>(12)</sup> 新たな政府が何らかの圧制的で無拘束な支配慣行を行うことがないように、起草者は、恣意的な政府権限の行使を防止するため、権利章典に修正第4条を加えたのである。<sup>(13)</sup> 不合理な押収を防止するという修正第4条の目的は、市民のプライバシーや身体への安全への、警察による恣意的な侵害を禁止することである。<sup>(14)</sup>

19世紀後葉から20世紀中葉まで、合衆国最高裁の搜索・押収に関する初期の判例は、その分析の説得力を増すために修正第4条の沿革を参照した。その後、1960年代からは、その沿革はほとんど利用されることがなくなつたが、最近、再び注目されている。<sup>(15)</sup> 例えば、Wyoming v.

(9) Warner, *supra* note 6 at 252-255.

(10) See *People v. Berck*, 32 N. Y. 2d 567, 573-574 (1973).

(11) U. S. Const. amend. IV. provides:

The right of the people to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures, shall not be violated, and no Warrants shall issue, but upon probable cause, supported by Oath or affirmation, and particularly describing the place to be searched, and the persons or things to be seized.

(12) Robinson, *Kaupp v. Texas: Breathing Life into the Fourth Amendment*, 94 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 761, 762 (2004).

(13) *Id.*

(14) *Id.* at 762-763.

(15) Maclin, *Let Sleeping Dogs Lie: Why the Supreme Court Should Leave Fourth Amendment History Unabridged*, 82 B. U. L. REV. 895, 895-896 (2002).

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

Houghton 事件判決の多数意見は、歴史的分析があらゆる修正第4条の事件において出発点であるとし、警察による侵襲が修正第4条に違反するか否かは、その行為が本条項の起草された時期のコモン・ローにおいて違法な搜索・押収とされていたか否かをまず問うとし、コモン・ローが何らの回答もしない場合に、現代の衡量テストによりその合法性を判断するとしている。<sup>(16)</sup>しかしながら、修正第4条の沿革がその解釈にどれほどの影響を与えうるかは不分明な状況である。<sup>(17)</sup>

警察による停止 (police stop) に関しては、Terry v. Ohio 事件判決が<sup>(18)</sup>もっとも重要な先例である。本件では、パトロール中の警察官が、2人組みの男性がある店の前を何回も何回も行ったり来たりしなにやら話しているのを見かけ、強盗を計画していると判断した。<sup>(19)</sup>警察官は2人に近づき氏名を明かすように求めたが、その回答が不分明であったので、衣服の上からたたいて搜索した。<sup>(20)</sup>警察官が相当な理由のないまま被疑者らを衣服の上から手でたたいて武器を搜索した場合に、修正第4条の権利を侵害するか否かが問題となった。<sup>(21)</sup><sup>(22)</sup>

相当な理由を欠く法執行官は、自分自身および第三者の保護のために、立ち止まらせた者が武装し危険であるかもしれないと確信させる行為を

---

(16) 526 U. S. 295, 299-300 (1999).

(17) Park, *supra* note 6 at 1200. 「修正第4条が制定された当時、無令状逮捕は限られた状況でのみ正当化された。特に、被逮捕者が実際に重罪で有罪であったか否かにかかわらずいかなる逮捕をも正当化する現代の『相当な理由 (probable cause)』ルールは1791年には存在しなかったし、イギリスの判決がこのルールを確立した1827年に初めて認められた。無令状逮捕が起草者に馴染みのコモン・ロー制度から大きく逸脱するものであったから、相当な理由のない逮捕は修正第4条の起草者の意図をはるかに超えるものである。」と指摘する。Id. at 1202-1203.

(18) 392 U.S. 1(1968).

(19) Id. at 6.

(20) Id. at 6-7.

(21) その搜索の結果、2人のピストル所持を発見、逮捕した。

(22) Netherhood, *supra* note 6 at 810.

観察していた場合に、武器発見を目的とした被疑者の衣服の上からの限定された捜索を行うことができる<sup>(23)</sup>と判示した。つまり、停止という形態の警察による押収<sup>(24)</sup>が、警察官が何かの犯罪を行っている、行ったあるいは行おうとしているとの合理的な嫌疑 (a reasonable suspicion) をもつ場合には許容され<sup>(25)</sup>、さらに警察官の安全や第三者の安全への脅威を解消する必要がある被疑者を捜索でき<sup>(26)</sup>るとして、本判決における停止が修正第4条の相当な根拠と令状の例外である<sup>(27)</sup>とした。その根拠として、捜索・押収の時点で被疑者が武装し危険であると警察官が確信する理由がある場合その場での咄嗟の判断による行為が必要となること<sup>(28)</sup>、および警察官が起こりうる危険から自分自身および一般市民を守るために被疑者の身体捜検を行うことも必要であること<sup>(29)</sup>に加え、停止や身体捜検が軽微な不便でささいな屈辱にすぎず、警察官の嫌疑に基づく有効な法執行のために市民に適切に課し<sup>(30)</sup>うとの考えも挙げた。結局、比較衡量テスト (the balancing test) を用い、政府の利益として、犯罪の予防と探知、警察官および一般市民の安全を挙げ<sup>(32)</sup>る一方、個人のプライバシーの侵害が、停止と捜索が短時間であっても「迷惑で、恐るべき、おそらく屈辱的 (annoying, frightening, and perhaps humiliating)」<sup>(33)</sup>であるとしようえで、この種の事件で図られるべき妥当なバランスは、個人が犯罪で逮捕

---

(23) 392 U. S. at 30-31.

(24) 警察官が歩き去る自由を制約する場合には、修正第4条の目的に照らし、個人が押収されたと言える。 *Id.* at 16.

(25) *Id.* at 30.

(26) *Id.*

(27) *Id.* at 31.

(28) *Id.* at 30.

(29) *Id.*

(30) *Id.* at 10-11.

(31) *Id.* at 20-21.

(32) *Id.* at 22, 24.

(33) *Id.* at 25.

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

される相当な理由があるか否かにかかわらず、警察官の保護のために武器の合理的な搜索を認める限定的な権限がなければならぬとした。<sup>(34)</sup> 合衆国最高裁は、問題の搜索・押収がその開始を正当化する根拠の範囲で合理的に関連づけられるとし、そこで得られた証拠が修正第4条に違反することなく証拠能力を認められると判断した。<sup>(35)</sup>

White 裁判官は、その同意意見において、合衆国憲法の文言を分析し、警察が路上の何人でも質問することを妨げるものではなく、適切な状況では、そのような質問がなされる間引き留められうるが、もちろん、停止させられた者は回答する義務もなく (not obliged to answer)、回答を強制されてはならず (answers may not be compelled)、回答しないことが逮捕の根拠とはならない (refusal to answer furnishes no basis for arrest)<sup>(36)</sup> とした。

Terry 事件判決の翌年、Davis v. Mississippi 事件判決では、合衆国最高裁は、証拠排除の結論に至るさいに、警察が市民に未解決の犯罪に関する質問に自発的に回答するように求めることができるが、これを認める先例においても回答することを強制する権利はないとの確立した原則を繰り返しているとした。<sup>(37)</sup>

Brown v. Texas 事件判決は、パトロール中の警察官が薬物売買で知られた路地で不審 (looked suspicious) 者を見つけ立ち止まらせたところ、身元を明かすことを拒否されたために、州法違反で逮捕した事案である。<sup>(38)</sup> 合衆国最高裁は、Terry 事件判決に依拠しつつ、搜索の合理性を判断する衡量テストにおいて、社会の合法的な利益が当該個人の押収を要求することを示す特定の客観的な事実によって押収が正当化されなけれ

---

(34) *Id.* at 27.

(35) *Id.* at 29.

(36) *Id.* at 34 (White, J., concurring).

(37) 394 U. S. 721,727 n.6 (1969).

(38) 443 U. S. 47 (1979).

ばならないとし、本件では根拠もなく直感により怪しいと判断したすぎず、本件への州法の適用が不当であるとした。<sup>(40)</sup>

Kolender v. Lawson 事件判決においても、Brennan 裁判官の同意意見は、Terry 事件判決における短時間の押収が厳格に制限されなければならないとし、もっとも重要な点が、被疑者が短時間経過後立ち去ることも質問に答えないことも自由でなければならないことであると指摘した。<sup>(42)</sup>

Miranda 事件判決の保護の射程を解釈した Berkemer v. McCarty 事件判決の傍論において、Marshall 裁判官は、法執行官がその嫌疑を確認または解消する目的でその身元を確認するため適切な数の質問をすることができるとしつつ、引き留められた者は回答する義務がなく、その回答が法執行官に逮捕の相当な理由を与えるのでなければ、その場で解放されなければならないとした。<sup>(44)</sup>

合衆国憲法第5条における自己負罪拒否特権はきわめて重要な権利であるにもかかわらず、その適切な定義が何かにつき多くの議論がなされ

---

(39) *Id.* at 51.

(40) *Id.* at 53.

(41) 461 U. S. at 364-365 (Brennan, J., concurring).

(42) *Id.* at 365 (Brennan, J., concurring).

(43) 468 U. S. 420, 439 (1984).

(44) *Id.* at 439-440.

(45) U. S. Const. amend. V provides:

No person shall be held to answer for a capital, or otherwise infamous crime, unless on a presentment or indictment of a Grand Jury, except in cases arising in the land or naval forces, or in the Militia, when in actual service in time of War or public danger; nor shall any person be subject for the same offence to be twice put in jeopardy of life or limb; nor shall be compelled in any criminal case to be a witness against himself, nor be deprived of life, liberty, or property, without due process of law; nor shall private property be taken for public use, without just compensation.

(46) Dolinko, *Is There a Rationale for the Privilege Against Self-Incrimination?*

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

<sup>(47)</sup> ている。多くの学説は修正第5条の特権を17世紀に遡る。その当時、裁判所はしばしば情報を得るために被告人に宣誓をさせることで、自己負罪か、偽証か、答えないことで裁判所侮辱罪とされるかという状況に追い込んでいた。したがって、修正第5条は「残虐なトリレンマ (cruel trilemma)」からの保護を意図されていたとする<sup>(48)</sup>。しかしながら、強制されない (not to be compelled) 権利が黙秘 (to remain silent) 権を意味するものではないとの立場もあり、実際、18・19世紀を通じて、黙秘権はアメリカ刑事裁判制度には存在しなかった<sup>(49)</sup>。その代わり、強制されない権利が、個人が話すように強制されえないことを意味し、政府による拷問その他刑罰の威嚇や寛刑の約束などの強要的手法を禁止していた<sup>(50)</sup>。自己負罪拒否特権は合衆国最高裁による修正第5条のより広範な解釈を通じて20世紀に黙秘権へと変化し始めていく<sup>(51)</sup>。

合衆国最高裁は、自己負罪拒否特権が、行動の自由を制約されたあらゆる状況において自己負罪を強制されることから保護するのに資する<sup>(52)</sup>。この特権の保護を受けるには、その意思伝達 (communication)

---

33 UCLA L. REV. 1063 (1986).

(47) Ciarelli, *Pre-Arrest Silence: Minding That Gap Between Fourth Amendment Stops and Fifth Amendment Custody*, 93 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 651 (2003).

(48) *Id.* at 654-655.

(49) O'Neill, *Why Miranda Does Not Prevent Confessions: Some Lessons from Albert Camus, Arthur Miller and Oprah Winfrey*, 51 SYRACUSE L. REV. 863 (2001).

(50) *Id.* at 870.

(51) Ciarelli, *supra* note 47 at 655. 例えば、合衆国最高裁は、「自己負罪拒否特権が、自己負罪の陳述が非人道的な扱いや虐待によって引き出されるであろうとの恐れ、政府に個人を放っておくよう、また個人と真実を争う場合に政府にその証明責任を負うように求めることで、国家と個人との公正なバランスを図るフェア・プレーの感覚、人間性および私的所有地の不可侵性、自己弁解的陳述を信用しないこと、その特権が時には有罪者の庇護所となるがしばしば無罪者への保護であることの認識を反映する」とした (*Murphy v. Waterfront Comm. of N. Y. Harbor*, 378 U. S. 52, 55 (1964))。

が3つの特徴を満たさなければならない、つまり証明になるもの (testimonial) で、有罪にされるもの (incriminating) で、強制されたもの (compelled) でなければならないとする。<sup>(53)</sup>

被告人の意思伝達は、明示的であれ黙示的であれ、事実主張にかかわるあるいは情報を開示する場合には証拠となるものである。<sup>(54)</sup> しかしながら、被疑者が血液のサンプル、筆跡や音声を提供するよう強制されても、被疑者が強制された開示がその心や知識の中身となるものではなく証拠となるものではないとして、修正第5条の保護を受けないとする。<sup>(55)</sup> しかし、提示行為は事実の陳述を黙示的に伝えるとも言える。最近、合衆国最高裁は、修正6条の脈絡で、「証明になるもの」との文言が警察の取調べへの回答に及ぶと判示した。<sup>(57)</sup>

意思伝達は、修正第5条の保護を主張するには、有罪となるものでもなければならない。<sup>(58)</sup> 自己負罪の現実的で評価しうる危険が存在する場合に、その意思伝達は有罪となるものである。その危険は、いくぶん異常

(52) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436, 467 (1966). 本判決は、検察が自己負罪拒否特権を確保するために有効な手続的保護手段を用いたことの証明を要するとし、尋問を受ける個人が、あらゆる質問の始まる前に黙秘権を含む諸権利につき警告されることを求めた。合衆国最高裁は、黙秘権を修正第5条が保障するものとして挙げたのではないが、そのような権利の必要性に関する一般的議論がその意見において前提とされた。歴史的観点からは、黙秘権は国家の強制下での自己負罪を禁止する道具であることを示唆するとも言える (Ciarelli, *supra* note 47 at 658-659, Park *supra* note 6 at 1205)。

(53) *United States v. Hubbell*, 530 U.S. 27, 34-36 (2000).

(54) *Doe v. United States*, 487 U.S. 201, 210 (1988).

(55) *See, Schmerber v. California*, 384 U.S. 757, 765 (1966), *Gilbert v. California*, 388 U.S. 263, 266-267 (1967), *United States v. Dionisio*, 410 U.S. 1, 7 (1973), *Curcio v. United States*, 354 U.S. 118, 128 (1957), *United States v. Wade*, 388 U.S. 218, 222 (1967).

(56) 530 U.S. at 36.

(57) *Crawford v. Washington*, 541 U.S. 36 (2004).

(58) 530 U.S. at 37-38.

## 縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

であからさまに起こる偶然性 (some extraordinary and barely possible contingency) を越える危険である。<sup>(59)</sup> さらに、発言者は、漏らす情報が自身を訴追するために利用されるか、そのような訴追において利用される証拠に至らせることを合理的に確信していなければならない。<sup>(60)</sup>

警察による職務質問のための停止中に (during an investigatory stop by the police) 自己負罪拒否特権が適用されるか否かにつき、裁判例は分かっている。<sup>(61)</sup> 第1, 第6, 第7および第10巡回区控訴裁判所は、「特権の適用が勾留されたあるいは犯罪で訴追された者に限定されない。犯罪の取調べ中に尋問される被疑者によっても主張されうる」とした。他方、第4, 第5, 第9および第11巡回区控訴裁判所は、「強制的な自己負罪の拒否特権が、公的に話すことを強制されていない場合の黙秘とは無関係である」とした。<sup>(62)</sup>

以上が、修正第4条および第5条の保障する権利内容に関する概観である。このような法的背景のもとで、犯罪通報を受けた法執行官が現場の路上で発見した不審者に対してその氏名を何度となく明かすように求めたにもかかわらずこれを拒否された場合に、その拒否が州法違反となるとして逮捕し訴追することが修正第4条および第5条に違反するか否かが *Hiibel v. Nevada* 事件合衆国最高裁判決で問われたのである。

## 2. *Hiibel v. Nevada* 事件合衆国最高裁判決の概要

### (1) 事実

ネバダ州ハンボルト郡においてグラス・ヴァレイ通りのトラック車中で男性が女性に暴行を加えているとの電話通報があった。郡執行官代理

---

(59) *Brown v. Walker*, 161 U. S. 591, 599 (1896).

(60) *Kastigar v. United States*, 406 U. S. 441, 445 (1972). *See also*, *Hoffman v. United States*, 341 U. S. 479, 486 (1951).

(61) *Ciarelli*, *supra* note 6 at 665-666.

(62) *Id.* at 666-667.

(Dupty Sheriff) が調査に急行し現場に着くと、道脇にトラックが駐車しているのを発見した。1人の男性がトラックの側に立っており、若い女性が車内に座っていた。トラックの砂利に横滑りの跡があったので、急停車したものと<sup>(63)</sup>思われた。

郡執行官代理がその男性に近づき、喧嘩の通報を受けて調査していると説明した。男性は酩酊しているように見えた。郡執行官代理はその男性に何か身分証明 (identification) を持っているのかと尋ねた。これは運転免許証その他の身分証明書 (some other form of written identification) の呈示を求めるものと理解される。その男性はこれを拒絶し、なぜ身分証明書を見たがるのかを尋ねた。郡執行官代理は、自分がこの調査を指揮しており、何らかの身分証明書を見せてもらわなければならないと答えた。身元不詳の男性はイライラし、何も悪いことをしていないと主張した。郡執行官代理は、その男性が誰でそこで何をしていたのかを明らかにしなかったと説明した。その男性は、繰り返し身分証明の要求を拒否した後、手を後ろに組んでのしり、逮捕しろと告げた。このやり取りが数分間続いた。郡執行官代理は11度身分証明を求めたが、その都度断られた。そこで、郡執行官代理は、拒否し続けるならば逮捕することをその男性に警告したうえで、<sup>(64)</sup>彼を逮捕した。

## (2) 手続の経過

Hiibel は、職務質問のための停止 (investigative stop) における警察官の法的権利や義務を定めるネバダ州法第171.123条における義務の遂行を妨げたとして、「公務員がその職務上の法的義務を遂行するまたは遂行しようとするのに意図的に抵抗し、遅らせ、または妨害すること」

(63) 542 U. S. at 180.

(64) *Id.* at 180-181. なお、Hiibel と郡執行官代理とのやり取りの詳細については次の文献が参考となる。See Loewy, *The Cowboy and the Cop: The Saga of Dudley Hiibel, 9/11, and the Vanishing Fourth Amendment*, 109 PENN. ST. L. REV. 929, 930-936 (2005).

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

を禁ずる州法第199.280条違反で訴追された。<sup>(65)</sup> 郡区裁判所 (the Justice Court of Union Township) は、Hiibel が身元を明かすことを拒絶したことで、郡執行官代理がその義務を遂行するのを妨げ遅らせたとして有罪とし、250ドルの罰金を科した。ただし、家庭内暴力についての起訴は却下された。

第6 地方裁判所 (the Sixth Judicial District Court) は、州法第171.123条を本件に適用することが合衆国憲法修正第4条・第5条に違反すると  
の被告人の控訴主張を認めず、郡執行官代理が被告人の身元証明を求めたのは「必要かつ合理的」であったとして郡区裁判所の判決を支持し<sup>(66)</sup> た。しかし、そこでは、被告人が斟酌しておりその影響下で運転してい

---

(65) The statute reads:

1. Any peace officer may detain any person whom the officer encounters under circumstances which reasonably indicate that the person has committed, is committing or is about to commit a crime...
3. The officer may detain the person pursuant to this section only to ascertain his identity and the suspicious circumstances surrounding his presence abroad. Any person so detained shall identify himself, but may not be compelled to answer any other inquiry of any peace officer.
4. A person must not be detained longer than is reasonably necessary to effect the purposes of this section, and in no event longer than 60 minutes. The detention must not extend beyond the place or the immediate vicinity of the place where the detention was first effected. unless the person is arrested.

Nev. Rev. Stat. § 171.123(1)(3)(4)(2003).

ネバダ州法第171.123条第1項・第3項 [試訳]

第1項 警察官は、犯罪を行ったまたは行っているあるいは行おうとしていることを合理的に示唆する状況で出会った何人をも引き留める (detain) ことができる。

第3項 警察官は、その身分証明および戸外での存在にかかわる嫌疑を引き起こす事情を確認するためだけに、本条項に従いその人物を引き留めることができる。

(66) Hiibel v. Sixth Jud. Dist. Ct. ex rel. County, 59 P.3d 1201, 1203 (Nev. 2002).

たことも考慮され、また郡執行官代理の安全という公的利益が氏名を明かさないと利益を上回るとした。<sup>(67)</sup>

州最高裁は、意見が分かれたが、修正第4条違反の主張を退けた。<sup>(68)</sup>判決は、「自由にかつ匿名で歩き回る (to wander freely and anonymously)」権利や「1人で放っておいてもらう—ひそかに暮らす (to simply live in privacy)」権利が神聖で、修正第4条のもとで保護されるが、<sup>(69)</sup>合理性による制約を受けるとし、<sup>(70)</sup>個人のプライバシーへの侵襲に合理性が認められるか否かがこの種の事件における最も重要な問題であるとする。<sup>(71)</sup>本件では、その証拠に照らし、本州法によって許される侵襲につき検討すると、警察官がその氏名を明かすよう個人に求めることの公的利益が明らかに上回るとする。<sup>(72)</sup>その証拠は職務遂行中法執行官が直面する危険であり、<sup>(73)</sup>2000年には51名の警察官が職務遂行中に殺害されたことが指摘された。これらのうちある程度は、警察官が身元を確認しその犯罪歴を知ることができれば、職務質問中に生じうる危険につきより正確に評価し予測できるために回避しえたかもしれないとした。<sup>(74)</sup>警察官が犯罪の合理的な嫌疑を抱く対象者から守られなければならないとし、その身元を得ることがその保護に必須であるとした。<sup>(75)</sup>最後に、多数意見は修正第4条の保護が絶対的なものではなく、個人の権利を上回る、<sup>(76)</sup>十分重要なポリシーの諸原則によって制約されること、これらのポリシーの促進とは別に、

---

(67) *Id.* at 1203-04.

(68) *Id.* at 1207.

(69) *Id.* at 1204.

(70) *Id.*

(71) *Id.* at 1204-1205.

(72) *Id.* at 1205.

(73) 13名が交通検問および追跡中に、12名が逮捕中に、職務質問中が6名であった。*Id.*

(74) *Id.*

(75) *Id.*

(76) *Id.* at 1206.

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

私たちが日常生活のさまざまな場面でたいした考慮もなくその氏名を明かしており、氏名が中立的で有罪とされる情報ではなく、氏名を明かすことが最少限の合理的な侵襲であること<sup>(77)</sup>を再度指摘した。

被告人は修正第5条違反の主張につき再審理を求めたが、意見を付されることなく却下された。合衆国最高裁はサーシオレイライを認めた。<sup>(78)</sup>

(3) 合衆国最高裁判決の概要

① Kennedy 裁判官の法廷意見 (Rehnquist, O'Connor, Scalia, Thomas 各裁判官同調)

州法第171.123条第3項は Stop-and-Identify 法とも呼ばれる制定法である。この制定法はしばしば、伝統的な浮浪罪 (vagrancy) 法の要件と、職務質問のための停止 (investigatory stop) 中における警察活動を規制する諸規定とを結合する。本法は州によってさまざまであるが、被疑者にその身元を明かすように求めることはどの州でも認められている。いくつかの州は統一逮捕法 (the Uniform Arrest Law) をモデルとする。統一逮捕法は、犯罪を行うと合理的に疑われる者を停止させ、その氏名・住所・職業や行き先を明らかにするよう求めることを認める。<sup>(79)</sup> 模範刑

---

(77) *Id.* at 1206-1207.

(78) 542 U. S. at 182.

(79) The Uniform Arrest Act states that:

- (1) A peace officer may stop any person abroad whom he has reasonable ground to suspect is committing, has committed or is about to commit a crime, and may demand of him his name, address, business abroad and whither he is going.
- (2) Any person so questioned who fails to identify himself or explain his action to the satisfaction of the officer may be detained and further questioned and investigated.
- (3) The total period of detention provided for by this section shall not exceed two hours. Such detention is not an arrest and shall not be recorded as an arrest in any official record. At the end of the detention the person so detained shall be released or be arrested and charged with a crime.

See Warner, *The Uniform Arrest Act*, 28 VA. L. REV. 315, 320-21 (1942).

法典がモデルの州もある。模範刑法典第250.12条（後に第205.6条）は、犯罪を行うまたは行おうとするとの嫌疑（suspicion）を正当化する状況でうろつく（loitering）者がその身元を明らかにしその行動や目的の合法性につき合理的に信頼できる説明をすることを警察官に求められたのにこれを拒否するならば違反とする<sup>(80)</sup>。州によっては、被疑者がその身元

---

(80) “i [I] t is interesting and relevant that the American Law Institute discarded a loitering provision (Model Penal Code, s 250.12 (Tent. Draft No. 13, 1961)) very like subdivision 6 and substituted a far more specific and tightly drawn provision (Model Penal Code, s 250.6 (Proposed Official Draft, 1762)), in order ‘to save the section from attack and possible invalidation as a subterfuge by which the police would be empowered to arrest and search without probable cause’ (Comment, p. 227, to Model Penal Code, s 250.6 (Proposed Official Draft, 1962)).

4. Thus, section 250.12 of the Model Penal Code’s Tent. Draft No. 13 provides: ‘A person who loiters or wanders without apparent reason or business in a place or manner not usual for law-abiding individuals and under circumstances which justify suspicion that he may be engaged or about to engage in crime commits a violation if he refuses the request of a peace officer that he identify himself and give a reasonably credible account of the lawfulness of his conduct and purposes.’
5. The revised loitering provision reads as follows (Model Penal Code, s 250.6 (Proposed Official Draft, 1962)): ‘A person commits a violation if he loiters or prowls in a place, at a time, or in a manner not usual for law-abiding individuals under circumstances that warrant alarm for the safety of persons or property in the vicinity. Among the circumstances which may be considered in determining whether such alarm is warranted is the fact that the actor takes flight upon appearance of a peace officer, refuses to identify himself, or manifestly endeavors to conceal himself or any object. Unless flight by the actor or other circumstances makes it impracticable, a peace officer shall prior to any arrest for an offense under this section afford the actor an opportunity to dispel any alarm which would otherwise be warranted, by requesting him to identify himself and explain his presence and conduct. No person shall be convicted of an offense under this Section if the peace officer did not comply with the preceding sentence, or if it appears at trial that the explanation given by the actor was true and, if be-

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

を明らかにするのを拒否することが軽罪または民事上の違反である、あるいはうろつき禁止法に違反したか否かを判断する際の1要素にすぎないとする。何らの刑罰も科さない州もある<sup>(81)</sup>。

Stop-and-Identify 本法は、浮浪者が釈明しなければ逮捕することを認める初期のイギリス浮浪罪法に由来する。最近数十年間に、合衆国最高裁は伝統的な浮浪罪法に憲法上の欠点を見つけている。Papachristou v. Jacksonville 事件判決は、伝統的な浮浪罪法が漠然性のゆえに違憲無効であるとした<sup>(82)</sup>。その広範な射程と不正確な文言が潜在的な犯罪者に適切な告知を与えず、警察官が法の執行において無拘束な裁量に基づくことを許した<sup>(83)</sup>。

合衆国最高裁は、Stop-and-Identify 法の射程や機能に憲法上の制約があることを認めている。Brown v. Texas 事件判決では、合衆国最高裁は修正第4条を根拠にテキサス州法違反による有罪判決を無効とした<sup>(84)</sup>。最初の停止が被疑者が犯罪活動にかかわったと信ずる合理的な嫌疑を示す特別な客観的事実に基づくものではなかったとした。被告人を引き留める事実的根拠が欠ければ、「恣意的で濫用的な警察活動」のリスクがきわめて重大で、その停止は許容されえないと判示した<sup>(85)</sup>。4年後、合衆国最高裁は、修正された Stop-and-Identify 法を漠然性のゆえに違憲無効とした。本事件のカリフォルニア州法は、被疑者に身元を明かすことを求められた場合に「信頼でき確かな (credible and reliable)」身分証明書を呈示するよう要請した。合衆国最高裁は、カリフォルニア州法は被疑

---

lieved by the peace officer at the time, would have dispelled the alarm.”

See New York v. Berck, 32 N. Y. 2d 567, 573 (1973). See Also, Warner, *supra* note 6 at 247-255.

(81) 542 U. S. at 183.

(82) 405 U. S. 156 (1972).

(83) *Id.* at 167-171.

(84) 443 U. S. 47 (1979).

(85) *Id.* at 51-52.

者がこれに従うために何をしなければならないのかにつき何らの基準も定めず、結果的に本質的に無制約な逮捕・訴追権限を生ぜしめることを理由に、これを無効とした。<sup>(86)</sup>

本件はこれらの先例が射程とする範囲を超えるところから始まる。本件の最初の停止が合理的な嫌疑に基づいており、Brown 事件判決で指摘された修正第4条の要件を満たすことは明らかである。さらに、被告人は、Kolender 事件判決におけるように、ネバダ州法が漠然性のゆえに違憲であるとの主張を提起しなかった。ネバダ州法は比較的狭く正確である。Kolender 事件判決におけるカリフォルニア州法は「信頼でき確かな」身分証明書を呈示するよう要請するものと解釈されていた。対照的に、ネバダ州最高裁は、被疑者がその氏名を明らかにすることのみを州法が求めるものと解釈している。ネバダ州法は、被疑者に、運転免許証その他の書面を呈示するよう求めるものではない。被疑者がその氏名を述べるか他の手段でこれを伝えるならば、ネバダ州法では何らの問題も生じない。<sup>(87)</sup>

i) 申立人は、郡執行官代理の行為が修正第4条の諸権利を侵害したと主張する。

質問することは警察の調査の本質的部分である。通常、警察官は、修正第4条にかかわることなく、身分証明書を自由に求めることができる。警察による氏名に関する質問や身分証明書の要求はそれ自体で修正第4条の押収となるものではない。<sup>(88)</sup> Terry v. Ohio 事件判決<sup>(89)</sup>以来、合衆国最高裁は、犯罪活動にかかわっているかもしれないとの、法執行官の合理的な嫌疑により、法執行官がその者を短時間停止させ、さらに質問するためにさらなる手段を講ずることを許容している。<sup>(90)</sup> その結果の押収が合

---

(86) Kolender v. Lawson, 461 U. S. 352, 360 (1983).

(87) 542 U. S. at 184-185.

(88) See INS v. Delgado, 466 U. S. 210, 216 (1984).

(89) 392 U. S. 1 (1968).

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

理的であるとして合憲であるために、Terry 事件判決の停止は限定されなければならない。法執行官の行為は、最初から正当化され (justified at its inception), 最初の接触を正当化した状況に合理的に関連して (reasonably related in scope to the circumstances which justified the interference in the first place) いなければならない<sup>(91)</sup>。例えば、押収は過剰な時間に及んではならない<sup>(92)</sup>し、伝統的な逮捕 (traditional arrest) となつてはならない<sup>(93)</sup>。

当裁判所の先例から、被疑者の氏名に関する質問が多くの Terry 事件判決における停止 (Terry stop) のお定まりの受け入れられた部分であることは明らかである<sup>(94)</sup>。

Terry 事件判決における停止中に被疑者の身元を獲得することは重要な政府利益に資する。身元を知るとは、被疑者が別の犯罪で指名手配されているか否か、暴力や精神障害の記録があるか否かを明らかにする。他方、身元を知ること、嫌疑が晴れ、警察が他に捜査を集中させることも可能となる。身元は、家庭内暴力と思われる事件を調査する本件のような場合には、とりわけて重要である。家庭内での騒動を調査するよう求められた警察官は、状況を判断し、その安全を図り、また潜在的被害者への危険を検討するために、誰と接触しているのかを知らなければならぬ<sup>(95)</sup>。

警察官が被疑者に Terry 事件判決における停止中に氏名を明かすように求めることは十分に確立しているけれども、被疑者が答えないことのゆえに逮捕し訴追されうるのかは未解決の問題である<sup>(96)</sup>。Terry 事件判決

---

(90) 466 U. S. at 216.

(91) United States v. Sharpe, 470 U. S. 675, 682 (1985).

(92) United States v. Place, 462 U. S. 696, 709 (1983).

(93) Dunaway v. New York, 442 U. S. 200, 212 (1979).

(94) See United States v. Hensley, 469 U. S. 221, 229 (1985), Hayes v. Florida, 470 U. S. 811, 816 (1985), Adams v. Williams. 407 U. S. 143, 146 (1972).

(95) 542 U. S. at 186.

における White 裁判官の同意意見は、職務質問で引き留められた者が質問されても回答する義務はなく、回答が強制されてはならないし、回答の拒否が逮捕の根拠とならないとした。<sup>(97)</sup> 合衆国最高裁は、*Berkemer v. McCarty* 事件判決の傍論でこの同意意見を引用した。<sup>(98)</sup> この判決は、お定まりの自動車検問が *Miranda v. Arizona* 事件判決<sup>(99)</sup>の保護を要求する拘引のための停止 (custodial stop) ではないとした。合衆国最高裁は、*Terry* 事件判決における停止が *Miranda* 原則を適用されない理由を説明するなかで、*Terry* 事件判決における停止がなぜ「非威嚇的な性質 (nonthreatening character)」であるのかを示唆し、その理由において、この停止で引き留められた被疑者が質問に答える義務がないとの事実を挙げた。<sup>(100)</sup> 申立人は、これらの叙述が *Terry* 事件判決における停止中に質問に回答しない権利を確立すると主張する。

これらの叙述が本件を左右するものとは理解しない。<sup>(101)</sup> このやり取りは、修正第4条が市民に義務を課するものではなく、むしろ政府に対する権利を与えることを認めている。結果として、修正第4条そのものは被疑者に質問に回答するように求められない。しかしながら、本件では、法的義務の根拠は、修正第4条ではなく、ネバダ州法である。さらに、州法上の義務は、氏名を明かすようにとの警察官の要求に応じることにはすぎない。したがって、*Berkemer* 事件判決の傍論や *Terry* 事件判決における White 裁判官の同意意見は、州が *Terry* 事件判決における停止中にその氏名を明かすように被疑者に強制できるか否かの問題に答えるものとは考えられない。<sup>(102)</sup>

---

(96) *Id.* at 186-187.

(97) 392 U. S. at 34 (White, J., concurring).

(98) 468 U. S. 420, 439 (1984).

(99) 384 U. S. 436 (1966).

(100) 468 U. S. at 440.

(101) 542 U. S. at 187.

(102) *Id.*

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

Terry 事件判決の諸原則によれば、州は被疑者にその停止中に氏名を明かすように求めることが許される。修正第4条の押収の合理性は、合法的な政府利益の促進と、個人の修正第4条の諸利益への侵害との衡量によって決定される。<sup>(103)</sup>ネバダ州法はこの基準を満たす。身元証明の要求は、Terry 事件判決における停止の目的、根拠や現実的な必要に直結する。刑事制裁の脅威は、身元証明の要求が法的に無意味なものとならないのに役立つ。他方、ネバダ州法は停止そのものの性質、期間や場所を変更するものではない。有効な Terry 事件判決における停止中被疑者にその氏名を明かすように求める州法は不合理な搜索・押収を禁ずる修正第4条の要請に合致する。<sup>(104)</sup>

申立人は、ネバダ州法が相当な根拠の要件を削除し、結果的に嫌疑で逮捕することを認めることとなると主張する。これは、修正第4条が許さない恣意的な警察活動のリスクを生み出す。この懸念は馴染み深いものである。申立人の懸念は、Terry 事件判決における停止がその最初から正当化され、最初の停止を正当化する状況に合理的に関連づけられなければならないとの要件によって解消される。これらの原則の下では、身元証明の要求が停止を正当化する状況に合理的に関連づけられないならば、身元を明かさないことを理由に逮捕してはならない。本件では、身元証明の要求は、その停止を正当化する状況に合理的に関連していたことは明らかである。郡執行官代理の要求は常識的な質問であり、Terry 事件判決における停止で十分な証拠が得られなかった後に身元を明かさなないことで逮捕しようとするものではなかった。停止、要求および州の対応の要件は修正第4条の保障に違反するものではなかった。<sup>(105)</sup>

ii) 申立人はさらに、修正第5条における自己負罪の強制の禁止に違反するとも主張する。<sup>(106)</sup>修正第5条で保護されるためには、意思伝達

---

(103) Delaware v. Prouse, 440 U. S. 648, 654 (1979).

(104) 542 U. S. at 188.

(105) *Id.* at 188-189.

(communication) が証明になるもの (testimonial) で、有罪にされるもの (incriminating) で、強制されたもの (compelled) でなければなら<sup>(107)</sup>ない。

これに対して、訴答人は、ネバダ州法における陳述が証明になるものではないから、修正第5条の射程から外れるとする。証明になるためには、被告人の意思伝達がそれ自体、明示的であれ黙示的であれ、事実の主張に関連するかあるいは情報を開示しなければならない。<sup>(108)</sup>氏名を述べることは身元に関する事実の主張にあたとされるかもしれない。身分証明書の提出もその定義に該当しうる。提出行為は、警察が捜す物品の存在、出所の正しさ (authenticity) や保管を明らかにする証言でありうる。しかしながら、これらの行為が証明になるものであったとしても、申立人の主張は認められない。なぜなら、本件で、その氏名を明かすことが負罪の合理的な危険を示すものではないからである。<sup>(109)</sup>

修正第5条は有罪とされる証言の強制のみを禁ずる。<sup>(110)</sup>修正第5条の主張は、証人が逮捕される合理的危険のゆえに答えさせられることを立証しなければならない。逮捕の危険は、通常の事態の進行における法の通常の執行に照らし、現実的で評価できる (real and appreciable) ものでなければなら<sup>(111)</sup>ない。修正第5条の特権は、証人が、刑事訴追で使用されうるあるいは使用されうる他の証拠に至りうると合理的に確信するいかなる開示に対しても保護される。<sup>(112)</sup>それゆえ、訴追を免れることを保証された被疑者は答えなければならない。訴追の恐れがない以上、その証拠が不利に使われるとの合理的な確信が存在しえない。

(106) *Id.* at 189.

(107) *United States v. Hubbell*, 530 U. S. 27, 34-38 (2000).

(108) *Doe v. United States*, 487 U. S. 201, 210 (1988).

(109) 542 U. S. at 189.

(110) *Brown v. Walker*, 161 U. S. 591, 598 (1896).

(111) *Id.* at 599-600.

(112) *Kastigar v. United States*, 406 U. S. 441, 445 (1972).

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

本件では、その氏名を明かさなことは、その氏名が彼を有罪とされるのに使われる、あるいは訴追に必要な証拠の連鎖 (a link in the chain of evidence) を提供する、明らかに現実的で評価できるいかなる恐れ (any articulated real and appreciable fear) に基づくものではなかった。せいぜい、申立人はその氏名が郡執行官代理の仕事と無関係であるとの理由のみで氏名を明かすことを拒絶したとしかいえない。今日に至っても、申立人は、その氏名を明かすことが刑事訴訟においてどのように不利に使われるのかを説明していない。申立人の氏名を明かす必要がないとの確信は理解できるが、修正第5条は、その開示で有罪とされる傾向があるとの合理的な確信がなければ、逆の趣旨の州立法府の判断を覆すものではない。<sup>(113)</sup>

開示要件の射程の狭さもまた重要である。人の氏名は定義上独特であるが、別の意味では普遍的でもある。氏名を明かすようにとの要求に答えることは重要ではなく、異常な状況においてのみ有罪とされるにすぎない。停止中に身元を示せば別の犯罪で有罪とされるのに必要な証拠の連鎖を警察に与えることとなるとの實質的主張がなされる事案において、裁判所は特権が適用されるか否か、修正第5条が侵害されたか否かを検討することとなる。本件ではこの問題を検討する必要はない。<sup>(114)</sup>

よって、ネバダ州最高裁の判決を支持する。<sup>(115)</sup>

②Stevens 裁判官の反対意見

ネバダ州法は、警察の取調べのために引き留められた人々という、きわめて特定の集団に話す義務を課する。州法は一般大衆に向けられるのではなく、現在犯罪を行っている、行ったあるいは行うであろうとの合理的な嫌疑を持たれた人々のみを対象とした。<sup>(116)</sup>

---

(113) 542 U. S. at 190-191.

(114) *Id.* at 191.

(115) *Id.*

(116) *Id.* at 191-192.

ネバダ州法は、氏名を明らかにする以外の質問に答えるよう求めるものではないが、それは修正第5条に違反するとした。修正第5条における黙秘権ははるかに広く解釈されるべきである。その解釈によれば、ネバダ州法が認める狭い例外さえも修正第5条によって禁止される。<sup>(117)</sup>警察は未解決の犯罪に関する質問に自発的に答えるように市民に求める権利<sup>(118)</sup>をもっても、答えさせる権利は持たないことは確立された原則である。個人が証言拒否権を有し、刑事裁判、大陪審の審理や勾留尋問において処罰されないのと同様、黙秘権も合理的な嫌疑に基づく警察の取調べにも<sup>(119)</sup>拡張されるべきである。

単なる嫌疑に基づく警察の取り調べの対象が、合理的根拠のある場合よりも、なぜ手薄な保護しか受けないのか、その理由は明らかではない。<sup>(120)</sup>修正第5条の保護は Terry 事件判決における停止にも等しく適用されること、法執行官が停止の当初の理由に合理的に関連する質問を問うてもよいが、停止させられた者は答える必要がないことが強調され、回答の拒否が逮捕の根拠とはなりえないとした。<sup>(121)</sup>

ついで、申立人の陳述が証明になるものであるか否か、それゆえ、修正第5条の特権を享有するか否かを検討した。先例において、合衆国最高裁は、問題の開示が意思伝達の何らかの側面ではなくその内容のゆえ<sup>(122)</sup>に認められるならば修正第5条を適用している。本件では、郡執行官代理による質問が、回答を求められた内容が究極的に有罪とされるであったから、証明になるものである。<sup>(123)</sup>少なくとも、「証明になる」との文言<sup>(124)</sup>は警察の取調べに適用され、Terry 事件判決における停止中の警察官の

---

(117) *Id.* at 192.

(118) *Davis v. Mississippi*, 394 U. S. 721,727 (1969).

(119) 542 U. S. at 193.

(120) *Id.*

(121) See 468 U. S. at 439, 392 U. S. at 34 (White, J., concurring).

(122) 542 U. S. at 194.

(123) *Id.*

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

質問も取り調べにあたる。<sup>(125)</sup>

最後に、氏名を示すことが自己負罪とならず修正第5条によって保護されないとの法廷意見の帰結につき、先例を引用しつつ、その陳述が有罪にされるものではないが、潜在的に裁判所で使用される有罪証拠の発見に至りうる事件でさえ修正第5条の保護が認められる。合理的な嫌疑があっても、警察官は訴追に必要な証拠の連鎖を手に入れようとすることなく氏名を問うことは通常ないであろう。この情報の重要性は州がそのような制定法を立法したという事実によって示されている。<sup>(126)</sup> 個人の身元は、警察官がとりわけて詳細な法執行のデータベースにアクセスすることで、氏名はその人物に関するさまざまな情報への鍵を提供しうるので、有罪にされるものである。<sup>(127)</sup>

### ③Breyer 裁判官の反対意見 (Souter, Ginsburg 各裁判官同調)

合衆国最高裁の修正第4条の先例は、警察が厳格な制約のもとでのみ Terry 事件判決における停止をなしうることを明らかにする。その制約の一つが、警察の質問への回答を強いる法律を無効とする。<sup>(128)</sup>

Terry 事件判決において、合衆国最高裁は、警察が合理的根拠を欠く場合に、個人を立ち止まらせ、質問し、身体捜検を行いうるか否かを検討した。<sup>(129)</sup> 修正第4条が個人自身の所持および管理の権利を保護することを認めるとともに、特定の状況では、公共の安全が個人の意思に反した、限定された押収や停止を求めることも認めた。結果、警察がどのような場合にいかに Terry 事件判決における停止を行いうるのかを制限する条

---

(124) Crawford v. Washington, 541 U. S. 36 (2004).

(125) 542 U. S. at 195.

(126) See 530 U. S. at 37, 406 U. S. at 445, Hoffman v. United States, 341 U. S. 479, 486 (1951).

(127) 542 U. S. at 195-196.

(128) *Id.* at 196.

(129) *Id.* at 197.

(130) 392 U. S. at 20-22.

件を示した。それらには、いわゆる「合理的な嫌疑 (reasonable suspicion)」の基準が含まれている。White 裁判官の同意意見を引用し、停止させられた者は回答する義務がなく、回答は強制されず、回答の拒否が逮捕の根拠とならないとした。<sup>(131)</sup>

約10年後、Brown v. Texas 事件判決は、特定の人物を引きとめその氏名を明らかにするよう求める「合理的な嫌疑」を欠いているとし、Terry 事件判決における White 裁判官の同意意見に言及した。<sup>(132)</sup>

それから5年後、合衆国最高裁は、警察官が、Terry 事件判決における停止をさせられた者に、その身元を明らかにし嫌疑を確認または払拭する情報を得るために、適度な質問をなしうるが、その者は答える義務がないとした。<sup>(133)</sup>

この沿革に照らせば、傍論であるとしても、Berkemer 事件判決における合衆国最高裁の陳述が法社会が典型的に法の陳述としてとらえる強力な傍論にあたる。そして、その法は20年以上にわたりそのまま維持されている。<sup>(134)</sup>

この一代を超えて維持される法の陳述が拒絶されるべき理由はない。個人をその意思に反して立ち止まらせる警察権限を制約する修正第4条の法的条件に固執することを支持する、修正第5条に根拠づけられる十分な理由がある。<sup>(135)</sup>

実際、多数意見も指摘するように、氏名それ自体が別の犯罪で有罪とされるのに必要な証拠の連鎖を警察に与えることも時にはありうる。多数意見はそのような事例では強制が許されるか否かについての判断を留保している。その場合、警察官は、Terry 事件判決における停止の間に、

---

(131) *Id.* at 34 (White, J., concurring).

(132) 443 U. S. 47, 53 n. 3 (1979).

(133) 468 U. S. at 439. *See* 461 U. S. at 365 (Brennan, J., concurring), *Illinois v. Wardlow*, 528 U. S. 119, 125 (2000).

(134) 542 U. S. at 198.

(135) *Id.*

縮減される修正第4条・第5条の諸権利について(1)

多数意見のいう通常の事案と判断を留保する特別な事案とを区別するためにどうすべきなのか。<sup>(136)</sup>

多数意見は、White 裁判官や Berkemer 事件判決によって示されたルールが法執行を妨げているとの何らの証拠も示していないし、その変更を正当化する納得いく根拠も示していない。明確なルールが特別な例外で侵食されてはならない。<sup>(137)</sup>

---

(136) *Id.* at 199.

(137) *Id.*